

指定特定相談支援事業所
指定障害児相談支援事業所

重要事項説明書

社会福祉法人 福栄会

施設名：品川区南品川障害児者相談支援センター

事業所番号 1330901438

1370900282

令和7年4月現在

相談支援サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所が説明すべき内容は次の通りです。

1. 事業者の概要

名 称	社会福祉法人 福栄会
所 在 地	東京都品川区東品川3丁目1番8号
電 話 番 号	03-5479-2981
代表者氏名	理事長 西村 信一
設 立 年 月	平成元年3月8日

2. 事業の概要

事業の名称	品川区南品川障害児者相談支援センター
事業の種類	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業
事業の目的	障害児者及び障害児の保護者の生活全般にわたる相談を受け、必要な療育・支援を提供し、その自立と社会参加の促進をはかります。
施設開設年月日	令和4年10月1日
施設所在地	東京都品川区南品川3丁目7番7号 (電話) 03-5460-5301
事業所番号	1330901438 (指定特定相談支援事業) 1370900282 (指定障害児相談支援事業)
利用対象者	区内に居住する知的障害者、身体障害者、難病等対象者、障害児とその家族及び区長が必要と認める者。
利用者定員	なし
運営方針	① 利用者の人権尊重を基本とし、利用者が安心して住みなれた地域で社会生活をおくることができるよう支援、援助に万全を期します。 ② 事業の実施にあたっては、品川区及び地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連絡を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
事業を行なう地域	東京都品川区全域
職員研修実施状況	福栄会 研修計画により実施

3. 施設の職員体制及び職務内容

職 種	常 勤	非常勤	合 計	職 務 内 容
管 理 者	1		1	運営管理の総括。相談支援専門員兼務。
相談支援専門員	5		5	生活全般に係る相談・サービス利用計画及び障害児支援利用計画の作成等。うち1名は管理者兼務。

4. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管 理 者	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分
相談支援専門員	午前9時00分～午後6時00分

5. 営業日及び営業時間

営業日・営業時間	月曜日～土曜日 午前9時00分～午後6時00分
休 業 日	日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日

6. 設備等の概要

設備の種類	室 数	備 考
相 談 室	1	
事 務 室	1	

7. 施設のサービス内容

(1) 日常生活の相談支援及び情報提供

電話・面接・訪問等の方法により、日常的な問題や悩み等に対する相談に応じ、必要に応じて住宅、就職、その他の福祉サービス等の情報提供を行います。

(2) サービス利用計画及び障害児支援利用計画の作成

契約に基づいて、利用者や家族の意向を踏まえ、自立した日常生活に向けて、支援すべき課題を把握し、目標を達成するための支援計画書を作成します。

(3) 障害福祉サービス事業者との連絡調整

支援計画に基づき、サービス提供事業者につなぎ、事業者との契約や利用について必要に応じて支援します。

(4) モニタリング・評価

概ね、毎月1回、利用者の状況を把握し、必要に応じて支援計画の見直しや、目標の達成度について評価します。

(5) その他、必要に応じた支援

8. 利用料金

サービス利用計画書及び障害児支援計画書の作成費は、障害者総合支援法及び児童福祉法による全額給付になります。利用者の自己負担はありません。

9. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

利用者と当事業者が契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ①利用者の都合によりサービスを終了する場合は、文書でお申し出くださればいつでも終了できます。
- ②当事業所がやむを得ない事情で、サービスを提供できなくなった場合は、終了1か月前までに文書で通知します。
- ③事業者は、利用者が故意または重大な過失により事業者若しくは相談支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけることによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況に改善が見込めない場合、本契約を解除することができます。
- ④自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
ア 利用者が長期の入院等で長期間利用がない場合。
イ 利用者の居所が品川区外に移動した場合。
ウ 利用者が亡くなられた時。

10. サービス内容に関する苦情対応

利用者の権利を擁護し、サービスの向上を目指すために、利用者や家族等からの相談や苦情申し立てについては、「苦情受付責任者」「苦情解決責任者」「第三者委員」を設置し、適切、迅速に対応します。

当事業所の担当者は下記のとおりです。

- | | | | |
|-------------|-------------------------|--------|---------------|
| (1) 苦情受付担当者 | 管理者 | 鴨志田 美保 | |
| | | Tel | 03-5460-5301 |
| (2) 苦情解決責任者 | 品川区障害児者総合支援施設
相談支援課長 | 富樫 幸範 | |
| | | Tel | 03-5460-1270 |
| (3) 第三者委員 | ①朝倉由美子 | 携帯Tel | 080-2276-6027 |
| | ②三橋佳子 | 携帯Tel | 080-2276-6028 |
| | ③高田伊久子 | 携帯Tel | 080-2276-6029 |
| | ④田久保京子 | 携帯Tel | 080-2276-6030 |
| | ⑤井上明裕 | 携帯Tel | 090-1669-8380 |
| | ⑥小野孝 | 携帯Tel | 080-2276-6026 |

(4) その他の相談機関

当事業者以外に、以下の機関の苦情窓口でも受け付けています。

- ①品川区福祉部障害者支援課 Tel 03-5742-6711
月曜から金曜日 午前9時から午後5時まで
- ②東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
月曜から金曜日 午前9時から午後5時まで
Tel 03-5283-7020

1 1. 虐待の防止のための措置

当事業者は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また、虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は直ちに防止策を講じ品川区へ報告します。

1 2. その他運営に関する重要事項

(1) 個人情報について

- ①事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族（代理人を含む）の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- ③前項にかかわらず事業者は、利用者に医療上緊急の必要があると判断した場合には、利用者及び家族等に関する必要な情報を関係機関に提供するものとします。

重要事項の説明の同意書

令和 年 月 日

指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

(所在地) 品川区南品川 3-7-7

(名称) 品川区南品川障害児者相談支援センター

(説明者) 印

私は、契約書及び本書面により、これから利用する指定特定相談支援及び指定障害児相談支援について、事業者から重要な事項について説明を受けました。

利用者

(住所)

(氏名) 印

(代理人または立会人)

(住所)

(氏名) 印

